

動物用医薬品の取扱い

近年動物用医薬品は急速な発展をとげ需要も漸増の傾向にあります。この需要に対応する動物用医薬品の販売取扱いについては、薬事法（昭和35年8月10日法律第145号）によりそれぞれ定められ行なわれております。

〔Ⅰ〕薬事法制定の目的について

いわゆる衛生法規であって、国民及び家畜の健康を確保することを目的としており、経済的規制を目的としていない。又憲法第25条の精神、即ち、国が健康で文化的生活を営む権利を確保し、公衆衛生の向上及び増進（家畜の生産・育成・健康を保持し、生産の増大）を図るために、保健衛生上極めて重要なもので、一般日用品と異なる医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具について規制し、その適正を期するのが目的である。

◎医薬品とは

- 1、世間一般の人、又は動物のために用いられることを目的として流通する可能性を有するものをさし、特定の個人又は動物の疾病のために調剤し用いられる薬剤は含まない。
- 2、診断・治療の目的をもつものでも、医薬部外品及び器具器機に属するものは医薬品から除かれている。

なお食品（飼料）は人の身体（動物体）の構造または、機能に影響を及ぼすことを特に目的としていないので、これも医薬品より除かれている。

3、医薬品の定義

- (1) 日本薬局法に定められている物。
- (2) 人または動物の疾病の診断・治療予防のために使用されている物。
- (3) 人または動物体の構造機能に影響を及ぼすことが目的とされている物。

◎薬事法でいう動物とは

- 1、家畜家禽及びその他いわゆる有用動物。
- 2、具体的には、牛・馬・豚・めん羊・山羊・鶏・犬・猫・家で飼う小鳥類・金魚・蜜蜂等

〔Ⅱ〕医薬品の取扱いについて

1、毒薬劇薬の取扱い

- (1) 直接の容器と被包に「毒」または「劇」の表示をしなければならないことになっている。
- (2) 人または動物の機能に危害を与え、または、危害を与えるおそれの大きい医薬品は、農林大臣が指定している。
- (3) 規定の表示がなされていない、毒薬劇薬は販売、授与をしてはならないことになっている。
- (4) 毒薬・劇薬はその性質上、薬学知識のある者に対してのみ、開封販売が認められている。従って、薬剤師により管理が行なわれている薬局開設者・医薬品の製造業者・輸入販売業者・一般販売業者は、開封販売の制限がない。
- (5) 毒薬・劇薬を譲渡するときは、譲受人から譲渡文書の交付を受けなければ、販売授与はできない。この譲渡文書は2ヵ年保存する義務がある。薬剤師・医師・歯科医師・獣医師は、その身分に関する公務所の証明書を提示した場合、又は常時取引関係のある薬剤師・薬局開設者・医薬品製造業者・医師には、公務所の証明書がなくても、販売又は授与ができる。
- (6) 14歳未満の者と、安全な取扱いに不安があると認められる者には交付してはならないことになっている。
- (7) 毒薬・劇薬を取扱う者は、その業務が、主たるに従たるを問わず、毒薬は毒薬だけ、劇薬は劇薬だけで貯蔵し、普通薬と混在することは、許されていない。又、毒薬を貯蔵し陳列する場所には「かぎ」を施さねばならないことになっている。

2、要指示医薬品の取扱い

- (1) 副作用が強く習慣性がある、或は、病原菌に対して耐性を生じ易い医薬品は、素人治療に勝手に使用されると、保健衛生上、有害な状態を惹起する可能性が極めて大きく、このような医薬品は、適正に使用しなければならないので、医師・歯科医師・獣医師から処方せんの交付、または、指示を受けた者以外には原則として、

岡山畜産便り 1963.04

販売授与してはならないことになっている。

(注) 指示とは、特定の者がこれら医薬品を使用して差し支えない旨の医師等の意見を示すもの。

(2) 薬剤師・病院・診療所の開設者等に販売、授与する場合は医師等の処方せん、または指示は要しない。

(3) 要指示医薬品として、農林大臣が指定している医薬品は、動物用医薬品等取締規則、別表5（アミノフェニルスルファミド外43品目）に掲げられている。

3、指定医薬品の取扱い

(1) 薬理作用が非常に激しいもの、有害な副作用を有するもの、品質の経時変化が著しいもの等の医薬品は、薬剤師以外の者に取り扱わせることによって、保健衛生上危害を生ずるおそれがあるので、これらの指定薬品は、薬局、一般販売業開設者以外は、販売授与ができないことになっている。

(2) 指定医薬品として農林大臣が指定している医薬品は動物用医薬品等、取締規則別表4（亜硝酸アルミ外87品目）に掲げられている。

〔Ⅲ〕 医薬品の販売業について

◎医薬品を業として販売、授与し得る者

1、薬局開設者

2、医薬品の販売業の許可を受けた者

うになっているが、最近の家畜飼養の動向をみても、今後の動物用医薬品の適正な消費流通をはかるうえから、特例販売業の取扱う品目については、なお一層の指導と監督を要するものと考えられる。

一般販売業者

薬種商販売業 店舗ごとに

配置販売業 都道府県ごとに

特例販売業 店舗ごとに

3、許可は都道府県知事が与え、許可の更新は2年ごとに行ない、その期間が経過すると効力を失なう。

許可を受けずに業として、販売、授与した者は、3年以下の懲役、若しくは20万円以下の罰金に処せられ、またはこれを併科される。

(注) 業としては……営利の目的の有無を問わず反復継続してすること。

販売とは……対価を得て所有権を移転すること。

授与とは……対価を得ないで所有権を移転すること。

4、販売の方法は、許可を受けた店舗による販売、配置による販売以外の方法で、販売、授与してはならないことになっている。この規定に違反した者は、2年以下の懲役、若しくは10万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科される。

以上4種の販売業のうち、過半数が特例販売業であり、利用率は極めて高い状況である。これら特例販売業が取扱う品目の範囲については、その地域に適應する品目を指定して、許可が与えられる。

(県畜産課 大月技師)

◎中国酪農講習生 14名卒業

37年度（第10回）の中国酪農講習生卒業者はつぎのとおりで、卒業者は大部分が県総合畜連、農協、民間会社等へそれぞれ就職することになっている。

松元一男（鹿児島）、青木清晃（真庭川上）、末広機（岡山）、薬師寺主明（総社）、三谷暘昭（真庭落合）、井上太（久米旭）、吉原恒敏（御津一宮）、谷本松夫（笠岡）、森田裕行（広島）、福田茂徳（久米中央）、坪井忠巳（総社）、上田勝広（阿哲大佐）、中島哲彦（真庭勝山）、相原曉鷹（川上成羽）